



うに改正する。

第4条中「別表第1のとおりとする」を「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号。以下「告示」という。）に定めるところによる。ただし、この告示によっては救助の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を別に定める」に改める。

第9条の見出しを「（協力令書等）」に改め、同条第1項中「対しては、協力令書（様式第7号）を交付する」を「対する協力令書及び協力取消令書は、次に定める様式による」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 協力令書 様式第7号
- (2) 協力取消令書 様式第8号の2

第9条に次の1項を加える。

- 3 第1項第2号の協力取消令書を交付したときは、救助協力者台帳にその理由を詳細に記録し、併せて前項の登録を抹消するものとする。

第10条中「及び公用取消令書」を「、公用取消令書、協力令書及び協力取消令書」に改める。

第11条中「別表第2」を「別表」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 法第8条第4項の規定による実費弁償に関して必要な事項は、告示に定めるところによる。

別表第1を削る。

別表第2中「第4号」を「第5号」に、「22,400円」を「22,600円」に、

「薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士	14,700円以内
「保健師、助産師、看護師及び准看護師	13,500円以内

を

「薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看	14,700円以内
---------------------	-----------

護師、診療放射線技 師、臨床検査技師、 臨床工学技士及び歯 科衛生士
---

に、「14,000円」を「14,900円」に、

土木技術者及び建築 技術者	15,600円以内
------------------	-----------

を

保育士、社会福祉士、 介護福祉士、介護支 援専門員、精神保健 福祉士、公認心理師 及び児童福祉法（昭 和22年法律第 164号） 第24条の26第2項に 規定する指定障害児 相談支援又は障害者 の日常生活及び社会 生活を総合的に支援 するための法律（平 成17年法律第 123号） 第51条の17第2項に 規定する指定計画相 談支援に従事する者 として内閣府令で定 める者	14,700円以内
土木技術者及び建築 技術者	15,600円以内

に、「23,000円」を「29,400円」に、「22,800円」を「30,900円」に、「24,800円」を「31,500円」に、「第5号から第10号まで」を「第6号から第11号まで」

に改め、同表を別表とする。

様式第1号中「法人にあつては所在地、名称及び代表者の氏名」を「法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名」に、


を


その他必要な事項

に、

「 年 月 日

住 所

氏 名

を

「 年 月 日

住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる  
事務所の所在地、名称及び代表者の氏  
名)

に改める。

様式第1号の2中「法人にあつては所在地、名称及び代表者の氏名」を「法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名」に、


を


その他必要な事項

に、

「 年 月 日

住 所

氏 名

を

「 年 月 日

住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる  
事務所の所在地、名称及び代表者の氏  
名)

に改める。

様式第1号の3中「法人にあつては所在地、名称及び代表者の氏名」を「法人  
その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名」に、


を


その他必要な事項

に、

「 年 月 日

住 所

氏 名

を

「 年 月 日

住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる  
事務所の所在地、名称及び代表者の氏  
名)

に改める。

様式第1号の4中「法人にあつては所在地、名称及び代表者の氏名」を「法人  
その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名」に、

物資						
----	--	--	--	--	--	--

を

物資						
----	--	--	--	--	--	--

その他必要な事項

に、

「 年 月 日

住 所

氏 名

を

「 年 月 日

住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる  
事務所の所在地、名称及び代表者の氏  
名)

に改める。

様式第2号中「法人にあつては所在地、名称及び代表者の氏名」を「法人その  
他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名」に、

「 年 月 日

住 所

氏 名

を

「 年 月 日

住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる  
事務所の所在地、名称及び代表者の氏  
名)

に改める。

様式第3号中「法人にあつては所在地、名称及び代表者の氏名」を「法人その  
他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名」に、

「 年 月 日

住 所

氏 名

を

「 年 月 日

住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる  
事務所の所在地、名称及び代表者の氏  
名)

に改める。

様式第7号(表)中

「

生 年 月 日

を

「

生 年 月 日

(法人その他の団体にあつては、主たる  
事務所の所在地、名称及び代表者の氏  
名)

に、

「 出頭すべき日時及び場所

を

「 出頭すべき日時及び場所  
(法人その他団体については

従事すべき業務の内容計画)	
その他必要と認める事項	

に、

「 氏 名

富山県知事 殿

を

「 氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる  
事務所の所在地、名称及び代表者の氏  
名)

富山県知事 殿

に改める。

様式第8号中

「 生 年 月 日

を

「 生 年 月 日

(法人その他の団体にあつては、主たる  
事務所の所在地、名称及び代表者の氏  
名)

に、

「 氏 名

富山県知事 殿

を

「 氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる  
事務所の所在地、名称及び代表者の氏

名)

富山県知事

殿

」

に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

---

様式第8号の2 (第9条関係)

第 号

協 力 取 消 令 書

住 所

氏 名

職業 (業種)

生 年 月 日

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

災害救助法第8条の規定による協力命令 ( 年 月 日付け第号) は、その必要がなくなったので、取り消します。

年 月 日

富山県知事



----- 切り取り線 -----

受 領 書

協力取消令書 ( 年 月 日付け第 号) を受領しました。

年 月 日

午前

時 分

午後

住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

富山県知事

殿

様式第9号中

「 生 年 月 日 」  
 を  
 「 生 年 月 日  
 (法人その他の団体にあつては、主たる  
 事務所の所在地、名称及び代表者の氏  
 名) 」

に、

「 従 事 す べ き 業 務 」	を	「 従 事 ( 協 力 ) す べ き 業 務 」	に、
「 従 事 す べ き 場 所 」		「 従 事 ( 協 力 ) す べ き 場 所 」	
「 従 事 す べ き 期 間 」		「 従 事 ( 協 力 ) す べ き 期 間 」	

  

「 公 用 令 書 取 消 理 由 」	を	「 公 用 ( 協 力 ) 令 書 取 消 理 由 」	に改める。
---------------------	---	-----------------------------	-------

様式第10号中

「 氏 名 」  
 を  
 「 氏 名  
 (法人その他の団体にあつては、主たる  
 事務所の所在地、名称及び代表者の氏  
 名) 」

に、「第5条」の次に「第1項(第2項)」を、「従事」の次に「(協力)」を、「公用」の次に「(協力)」を加える。

第2条 富山県災害救助法施行規則の一部を次のように改正する。

別表中

「条第1号から第5号までに規定する者	薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯	14,700円以内	る日当額を基礎として富山県一般職の職員との均衡を考慮して算定した額以内	の職員の旅費相当額
--------------------	---	-----------	-------------------------------------	-----------

	科衛生士		
--	------	--	--

を

「条第1号から第5号までに規定する者	薬剤師、栄養士、管理栄養士、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、言語聴覚士、歯科衛生士及び歯科技工士	14,700円以内	る日当額を基礎として富山県一般職の職員との均衡を考慮して算定した額以内	の職員の旅費相当額
--------------------	---	-----------	-------------------------------------	-----------

に改める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定中第11条に1項を加える改正規定及び別表第2の改正規定（「第4号」を「第5号」に、

「	土木技術者及び建築技術者	15,600円以内		
---	--------------	-----------	--	--

を

「	保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第2項に	14,700円以内		
---	---	-----------	--	--

規定する指定障害児 相談支援又は障害者 の日常生活及び社会 生活を総合的に支援 するための法律（平 成17年法律第 123号） 第51条の17第2項に 規定する指定計画相 談支援に従事する者 として内閣府令で定 める者			
土木技術者及び建築 技術者	15,600円以内		

に、「第5号から第10号まで」を「第6号から第11号まで」に改める部分に限る。）  
 並びに第2条の規定による改正後の富山県災害救助法施行規則の規定は、令和7  
 年7月1日以後に発生した災害について適用し、同日前に発生した災害について  
 は、なお従前の例による。

- 3 第1条の規定による改正前の富山県災害救助法施行規則に定める様式による用  
 紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(防 災 課)

富山県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する規則  
 を公布する。

令和8年4月17日

富山県知事 新 田 八 朗

**富山県規則第36号**

富山県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改  
 正する規則

富山県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和41年富山県規則

第34号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項を削る。

様式第24号中

「 2 審査結果

- (1) 引き続き現在の入院形態での入院が必要と認められる。
- (2) 他の入院形態への移行が適当と認められる。
- (3) 入院の継続の必要は、認められない。 」

を

「 2 審査結果等

(1) 審査結果

(2) 理由 」

に改める。

様式第25号中

「 2 審査の結果

(1) 請求のあつた\_\_\_\_\_に関する処  
遇は適当と認める。

(2) 請求のあつた\_\_\_\_\_に関する処  
遇は適当でない。 」

を

「 2 審査結果等

(1) 審査結果

(2) 理由 」

に改める。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)



地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第151条の2の規定により告示する。

令和8年4月17日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地  
富山県富山市町村 195番地4  
株式会社マスキー
- 2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出  
ひとり親家庭応援事業加盟店管理業務におけるポイント支払事務
- 3 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間  
令和8年3月13日から令和8年11月30日まで
- 4 指定公金事務取扱者を指定した日  
令和8年3月13日

### 富山県告示第247号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第151条の2の規定により告示する。

令和8年4月17日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地  
東京都千代田区麴町1丁目6番地2号  
社会福祉法人日本保育協会
- 2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出  
保育士登録業務における手数料の収納及び支出に関する事務
- 3 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

#### 4 指定公金事務取扱者を指定した日

令和8年4月1日

### 富山県選挙管理委員会告示第34号

公職の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設の指定について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する公職の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設として次の施設を指定した旨、魚津市選挙管理委員会から報告があったので告示する。

令和8年4月17日

富山県選挙管理委員会

委員長 堀 内 康 男

施設の名称	施設の所在地
魚津市上中島コミュニティセンター	魚津市下椿8番地

### 富山県選挙管理委員会告示第35号

公職の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設の指定の取消しについて

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する公職の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設として指定されていた次の施設について、指定を取り消した旨、富山市および魚津市選挙管理委員会から報告があったので告示する。

令和8年4月17日

富山県選挙管理委員会

委員長 堀 内 康 男

施設の名称	施設の所在地
-------	--------



**令和8年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第2項の規定による狩猟免許の更新に係る適性試験及び同条第4項に規定する講習を次のとおり実施するので、公示する。

令和8年4月17日

富山県知事 新 田 八 朗

**1 適性試験及び講習の日時等**

開催回	日 時	場 所	申請期間
第1回	令和8年8月8日(土) 午前9時から	富山県総合体育 センター (富山市秋ヶ島 183番地)	令和8年6月12日(金)から 同年6月30日(火)まで
第2回	令和8年8月9日(日) 午前9時から		

**2 受験手続**

狩猟免許更新申請書を富山県生活環境文化部自然保護課又は最寄りの富山県農林振興センターに提出すること。

**3 その他**

詳細については、富山県生活環境文化部自然保護課又は最寄りの富山県農林振興センターに問い合わせること。

**令和7年度富山県特定調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表**

富山県特定調達に関する苦情処理手続要領（平成12年富山県告示第153号）8の規定により、令和7年度における特定調達に係る苦情の受付及び処理の状況を次のとおり公表する。

令和8年4月17日

富山県知事 新 田 八 朗

受付及び処理の件数 なし

## 都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第16条第 1 項の規定により富山県都市計画公聴会を次のとおり開催するので、富山県都市計画公聴会規則（昭和44年富山県規則第45号）第 2 条の規定により公示する。

令和 8 年 4 月 17 日

富山県知事 新 田 八 朗

### 1 公聴会期日及び場所

開催期日及び時間	場 所
令和 8 年 5 月 27 日（水） 午後 7 時から	富山市新総曲輪 4 番 18 号 富山県民会館 304 号室
令和 8 年 5 月 28 日（木） 午後 7 時から	射水市戸破 4200 番 11 号 救急薬品市民交流プラザ 1 A・B
令和 8 年 5 月 29 日（金） 午後 7 時から	高岡市中川園町 13 番 1 号 富山県高岡文化ホール多目的小ホール

### 2 案件の概要

富山高岡広域都市計画市街化区域及び市街化調整区域の区分の変更案作成の件

#### (1) 市街化区域及び市街化調整区域の区分

別紙図面表示のとおり

（「別紙図面」は、省略し、富山県都市計画公聴会に係る案の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

#### (2) 人口フレーム

区 分	年 次	平成27年 (基準年)	令和13年 (基準年の16年後)
	都市計画区域内人口		6 0 3 . 5 千人
市街化区域内人口		4 7 0 . 5 千人	4 6 1 . 4 千人
配分する人口			4 5 9 . 2 千人
保留する人口			2 . 2 千人
(特定保留)			0 . 0 千人
(一般保留)			2 . 2 千人

### 3 公述の申出要領

富山県都市計画公聴会規則第3条の規定により富山県都市計画公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式による「公述申出書」1通を開催期日の1週間前までに富山県土木部都市計画課に提出すること（郵便による場合は、同日までに必着とすること。）。

なお、公述の申出に際し、公述の要旨に同種のものが多数あるときは、公述人を制限することがある。

### 4 その他

- (1) 富山県都市計画公聴会に関しては、この公告に定めるもののほか、富山県都市計画公聴会規則の定めるところによるものとする。
  - (2) 富山県都市計画公聴会に関する問い合わせ先及び文書の送付先  
富山県土木部都市計画課  
富山市新総曲輪1番7号（郵便番号930-8501）  
電話番号 076-444-3346
  - (3) 富山県都市計画公聴会に係る案の縦覧場所  
富山県土木部都市計画課  
富山市活力都市創造部都市計画課  
高岡市都市創造部都市計画課  
射水市都市整備部都市計画課
-

## 別記様式

公 述 申 出 書	
令和8年5月 日 開催される富山高岡広域都市計画に関する富山県都市計画公聴会において、次のとおり意見を陳述したいので申し出ます。	
令和 年 月 日	
富山県知事 新田八朗殿	
公述申出人	
住所	電話番号
氏名	
公述の場所	
意見の要旨	
その理由	

備考・意見の要旨とその理由並びに住所及び氏名を必ず記載して下さい。記載漏れがある場合は、受理できませんので注意して下さい。

- ・意見の要旨とその理由とを区分して 400字以内に簡潔・明瞭にお書き下さい。
- ・記載された個人情報は、当公聴会以外の目的には使用しません。

## 公聴会の開催

漁業法（昭和24年法律第 267号）第64条第8項で準用する同条第5項の規定により、富山海区における区画漁業の漁場計画の変更に係る公聴会を次のとおり開催する。

令和8年4月17日

富山海区漁業調整委員会

会 長 網 谷 繁 彦

- 1 開催日時 令和8年5月19日（火）午後1時30分から
- 2 開催場所 富山市新総曲輪1番7号  
富山県防災危機管理センター5階研修室5-A
- 3 案 件 区画漁業の漁場計画の変更について（区画漁業権5件（新規））

付記



